

環境社会配慮ガイドライン包括的検討

④環境社会影響評価、代替案検討

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【4.1 世銀 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照の要否】				
1	P1	世銀 ESCP フォームの ESS1, 1.1「環境社会リスク影響の評価と管理」では、事業開始後 30 日以内に組織に 2 名環境社会専門家を追加することを規定している。具体的ではあるが、参考にする場合には、詳細な内容は検討の余地があると思われる。（コ）	山岡委員	ご指摘の世銀テンプレートの記載は、あくまでも事例としての記載と考えます。プロジェクトに配属される具体的なコンサルタントの専門性や人数等については、個別の案件を踏まえ、検討されると思います。
2	p.1, 10	「環境社会履行計画に関する参照の要否」について。これまで環境管理モニタリング計画や、住民移転計画が作成されていても、その実施機関体制や、人員数を含めた能力不足が往々にして問題になってきていたことを考慮すると、ESCP のように、環境社会配慮実施の為の全体の実施体制、報告状況、能力強化支援や実施状況、世銀の場合は ESS1-10 毎のモニタリング事項が一覧になっており、セーフガードの案件監理面からは非常に有効と考える。また、これを公開情報としていければ、社会全体もモニタリングに関与し、案件実施の透明性の向上にも繋がる。更に、ドナー調整会議等で、世銀以外の機関による導入も検討し、可能であれば一斉に同様の形式で導入する方が、協力を受ける国にとっても業務がスムーズであろうし、援助効率の向上にも繋がると考える。（コ）	掛川委員	ESCP の内容については、現行 JICA GL に基づいて求めるあるいは作成支援する EIA やそれ以外の文書により代替できる内容であると考えます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
3	スライド2	現行 GL の「環境アセスメント報告書」は、「環境社会影響評価書（ESIA）」に変更すること。（コ）	田辺委員	ご指摘を踏まえ、現状の潮流を踏まえた呼称を検討したいと思います。
4	スライド2	環境社会履行計画（ESCP）は JICA では、現行 GL 上は何に該当する文書なのか？また、すでに環境緩和計画、住民移転計画、モニタリング計画などがある中で、その概要を別途履行計画として文書化する意味が分からないが、世界銀行の狙いは何か？（質）	田辺委員	現行 GL 上であえて比較すれば、ご指摘の通り、環境管理計画や住民移転計画、モニタリング計画と考えます。これら文書で明確なスケジュールを決定しているため、これらにより代替できる文書であると考えます。
5	スライド2	「他の国際開発金融機関のセーフガード政策との調和化が図られ、また透明性、差別禁止、社会的包摂性、市民参加および説明責任などの領域でも重要な進展が導入されている」こと、新たに、労働と労働条件、コミュニティの衛生と安全、FI、ステークホルダーの参加と情報公開が含まれている」ことから、ESIA 報告書の作成は「要」である。（コ）	織田委員	ご指摘の点も踏まえ、ESIA の作成要否について検討してまいりたいと思います。
6	スライド2	環境社会履行計画(ESCP)は緩和策の実施、モニタリング計画等の重要点を整理した文書とのことであるが、ESIA と重複すると考えてよいのか？（質）	織田委員	上記2.の回答をご参照ください。
7	1p	世銀は、既存の環境社会配慮の枠組みを ESF に大幅変更した。JICA GL は世銀との乖離無しを宣言しており、この結果、新 ESF の枠組みの中で、①10 個の ESS 遵守、②事業概要や環境社会リスクに基づく新カテゴリ分類への変更、③コモンアプローチの下での IFC を始めとする他の開発機関のポリシーや国際的なグッドプラクティスとの調和化に関する要請を受けると想定される。レビュー	作本委員	①世銀の運用方針がまだわからないため、すべて世銀通りに行うことは難しいと考えます。ただ、ESS に言及ある環境社会配慮の項目について実態として配慮が必要な場合は、何らかの現実的な対応をする必要があるのではないかと考えます。 ②ご指摘の点は、別の WG で議論することになると考えますが、中には個別企業が配慮すべき項目もあると考えています。 ③世銀 ESS と大きな乖離が無い範囲で現実的な対応を検討したいと考えま

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>一案 2.6.3 の 3.2(4-10P)は、JICA にとって、具体的な変更と検討が必要になるのではと、指摘する。以下、レビューの指摘点への対応方法につき、検討したい。</p> <p>① 「セーフガードに関する 9 つの個別規程（OP, BP）一本化」とのレビュー意見⇒JICA 側に GL の全面見直しを迫り、膨大な作業を要求することになろうし、JICA が独自にこれらを一本化させる作業を行う必要がそもそもあるのかとの疑問が沸く。世銀の今後の ESS の作業工程をさらに見ながら、進めてもよいのでないか。世銀がなおも現状どおりに OP、BP、EHS 等を参照するならば、JICA も、手間だが、この方式に倣えばよいのでないか。ただし、JICA と ESS の適用比較の参照表準備だけは必要であろうし、JICA の ESS への原則的スタンス（まったく同調させるのか、努力目標に設定するのか）だけは、予め整理し、規定化しておく必要があるのではないか。</p> <p>② 「ESF の下で、新規に ESS が採用として示した、労働と労働条件（ESS 2）、コミュニティの衛生と安全（ESS 4）、金融仲介機関(ESS 9)、ステークホルダーエンゲージメントと情報公開（ESS 10）への JICA 側の対応が必要」かとのレビュー意見⇒とりわけ労働関連事項は容易に紛争に発展し易く、我が国政府機関や民間企業の出先においても、極めて微妙な課題であるのではないかと思われる。これは、宗教的・文化的・政治社会的にも微</p>		<p>す。</p> <p>④世銀 ESF には一部 OP・BP（4.03、7.50、7.60）を除いて旧 OP・BP から ESF に切り替わる旨記載されています(Overview of WB-ESF para13)。世銀の運用状況や相手国政府の状況を踏まえつつ、現実的な対応を検討したいと考えます。</p> <p>1) 適切な環境レビューを行うことが、JICA の環境社会面におけるデュー・ディリジェンスであるというような考え方が現実的と考えます。不遵守が指摘された場合は、異議申し立て機関及び日本政府と相談することになると考えます。</p> <p>2) コモンアプローチについては、WG②で議論したとおりです。</p> <p>3) 不可分一体などは、論点 4.4 で議論したいと考えます。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>妙な問題であり、例えば、外国人使用者を追放する手段として悪用される場合もあり、また、大半の途上国では公正中立な警察機構や労働紛争処理機関等が欠如している現状からみても、環境社会配慮の範疇に直ちにこれを加えて、達成義務に据えてしまうことには不安が残る。</p> <p>③ 「新 ESF の下では、当該事業の概要や環境社会リスク等に基づき分類を行う。その際、環境リスクと社会リスクを統合し、プロジェクトの進捗に応じて生じる課題に柔軟に対応する」のかとのレビュー意見⇒JICAGLの下で、環境リスクと社会リスクの統合を迅速に実現できるかは難しい。借入れ国も含めて、環境と社会のリスク内容や範囲が明確に定義されていない中で、迅速な実施が可能なのか不安。理念レベルにある SDGs の項目でもあり、環境と社会の現実的なリスクをすべて取り込んで、ESS の傘の下で、解決を図れるかは疑わしい。SDGs 項目の一つである労働問題解決を世銀の ESF 推進方針の中に落とし込みたい意欲はわかるものの、JICAGL の適用対象にかような社会問題解決を一気に落としこむことには、混乱発生を予感する。</p> <p>④ 「環境社会配慮要件等の面で、IFC を始めとする他の開発機関のポリシーや国際的なグッドプラクティスとの調和化が求められ、JICA GL には「世界銀行の SGP と大きな乖離がないことを確認する」との記載があるので、JICA は、ESF の下で、相手国に ESS と大きな乖離</p>		

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>がないことを確認すべきか」とのレビュー意見⇒単なる相手国への ESS との乖離有無の確認だけですまないのではないかが不安。これを実施するには、JICA は、ESS1 の下で、ESIA と ESCP の文書作成だけでなく、新 ESS に統合希望される旧セーフガードの 9 個の個別規程（OP, BP）、労働と労働条件（ESS 2）、コミュニティの衛生と安全（ESS 4）、金融仲介機関(ESS 9)、ステークホルダーエンゲージメントと情報公開（ESS 10）といった新規の ESS 事項を、JICAGL と調和させつつ、借入れ国等に対し、要求しなければならなくなるであろう。実際、どこまで実施可能なのか、不安である。JICAGL に移行条項や暫定条項を盛り込むことによって、段階的に実現するといった方途はないものか。</p> <p>なお、上記のみならず、世銀は、ESS1 から見ると、ESF への枠組み変更に伴い、1) 「デュー・ディリジェンス」(Due diligence) 概念の採用、2) 「コモンアプローチ」の強化、3) 「関連施設」(associated facilities) といった概念を、確立している。世銀の ESF 体系を受け入れるということは、JICA は、ESF 枠組みの根底部分にあるこれら概念をも取り入れることを意味するといえよう。以下、順番に、これら概念について、若干検討したい。</p> <p>1) 世銀は「デュー・ディリジェンス」(Due diligence) といった象徴的な価値概念に立つ。JICA は、</p>		

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>「環境社会配慮」の概念でこれを理解してきたかと思われるが、世銀のデュー・ディリジェンス概念と JICA 概念との間に、微妙な違いがあるのでないかと思料する。デュー・ディリジェンス概念は「適切な注意義務」として理解でき、法的な注意義務の概念を含み、世銀の融資契約の際の一条件となり、仮に違約した場合には、ローン契約の中止をも示唆するものでないかと考える（例えば、ESS1 の 15 番「借入れ国への要求事項」規定等はその例）。他方、JICA の「配慮」概念は、一国ベースの事業実施の延長線上において、相手国の主権尊重の立場に立ちつつ、確認行為を行なうに過ぎないものである。国際機関としての世銀は、「デュー・ディリジェンス」概念の下で、借入れ国に、法的な契約上の注意義務としての適切な環境社会配慮を義務化できるのでないか。JICA も基本契約に GL 順守を挿入されているとは考えるが、世銀のように強く出られるか、背後に、一国レベルの政策実施機関としての制約がないのかがどうか不安。</p> <p>2) 「コモンアプローチ」が一国政府機関たる JICA に全面適用されるのか、JICAGL 側の独自性や歴史的伝統、自由裁量を残す方法はないのかが気になる。コモンアプローチの部分的受容といった選択肢があるのかがどうかである。もし、まったくの ESF 追随状態になると、開発協力大綱などの政策実施の下で、国益重視といった場合に、利害衝突の可能性が生じてしまうのでないか。ただ</p>		

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>し他方で、JICAGL が自動的に国際標準に連動させることができるといった利点を感じる。</p> <p>3) 世銀からは「関連施設」(associated facilities) への明確な定義が示されている。これにより、JICAGL のこれまでの環境社会配慮の確認範囲が変更されることになるのではないかと。論点 4.4 にも指摘されているが、JICA がこれまでボトムアップで育ててきた「不可分一体事業」、「派生的二次的影響」、「累積的影響」といった考え方や、独自の解釈方法が修正される可能性もあるのではないかと。(コ)</p>		
8	p.1	<p>世銀の環境社会履行計画 (ESCP) テンプレートでは、E-Waste (廃電気・電子機器) について管理計画を策定することが求められていますが (3.1)、ESCP を参照するとした場合、これにも対応する必要があるのでしょうか。(質)</p>	源氏田 委員	ESCP のうち、どのような項目を適用するかについては、今後新 GL の検討の中で議論していきたいと思います。
9	p.1	<p>世銀の ESCP テンプレートでは、一定の性暴力のリスクがある場合、性暴力行動計画の策定が求められていますが (4.3)、ESCP を参照するとした場合、これにも対応する必要があるのでしょうか。(質)</p>	源氏田 委員	上記 8. の回答をご確認ください。
10		<p>同じ事柄を扱っていても 少しずつ異なってる箇所がある複数の機関の事例を丁寧に調べて引用して頂いてるのできっかけが掴みやすかったです。有り難うございます。(コ)</p>	石田 委員	コメントありがとうございます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
11		各論点をささえる資料は三つの機関のどれかが選ばれます。論点毎にその機関の資料を選ぶ理由が必要ではないでしょうか。（質）	石田委員	各論点において、MDBsの事例として、世銀、ADB、IFCの事例のうち、確認できた点について記載を行っています。
12		ESCPは相手国に環境社会への影響面でこれまで以上に対策計画を要求してるものだと思います。策定能力がそれほど高くないあるいは実行能力がそれほど高くない国においては日本側からの積極的な支援が欠かせないと思います。もしJICAがESCPを作成し実行することを相手国に要求するようであれば日本からの作成支援が柔軟にできるような仕組みを組み込んでおくと思います。（コ）	石田委員	ご指摘の通り、相手国のキャパシティビルディングを並行して考えるとともに、モニタリング等計画の策定段階での支援を考慮していく必要があると考えております。
13	論点 4.1、 スライド 2	JICAのGLは、環境社会影響評価（ESIA）をセーフガードの面から十分注意して参照すること。労働、ステークホルダーの参加と情報公開の部分はESIAを参考にできる。（コ）	重田委員	ご指摘の点を踏まえ、各論点において検討してまいります。
14	論点 4.1、 スライド 2	環境社会履行計画（ESCP）は、ESIAの履行のための行動計画案、モニタリング計画案と考えて、JICAのGLにもESCAPを適用できると考えて良いのか。（質）	重田委員	上記4.の回答をご参照ください。
15	PPT1	現行ガイドラインのもとで作成される文書の中身とESIAとの整合性をチェックし、追加的に必要な事項を整理する必要がありますと思います。特に、専門家の追加の必要性に関する言及については、現行ガイドラインではカバーできていない可能性があるため、それらについては世銀との整合性に留意して判断する必要があります。（コ）	林委員	専門家の配置については上記1.のとおりです。他方で、ESS1におけるESIAの要件と現行JICA GL別紙2のEIAに求める要件に大きな乖離はないものと考えております。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
16	PPI	世銀の ESCP の中身と、現行 GL で用意される文書を比較し、追加的に必要な情報を整理する作業がなされていますか？専門家の体制の充実の部分は、恐らく運用面での実効性の確保を目指しているのではと思われます。 (質)	林委員	専門家の体制については、上記 1.の回答をご参照ください。
17	事前配布資料 p.1	世銀 ESS 1 にある次の項目の扱いを議論すべきと思われる。 - Environmental and Social Audit - Hazard or Risk Assessment - Social and Conflict Analysis - Regional ESIA - Sectoral ESIA - Strategic Environmental and Social Assessment (SESA) (コ)	村山委員	それぞれが実際どのようなものなのか、不明なものもありますが、個別のスキームや案件に応じて導入の可能性・実現性を検討したいと考えます
【4.2 世銀 ESS 1 Annex 1 環境社会影響評価書 (ESIA) の構成要素の参照】				
18	P2	環境社会影響評価書 (ESIA) の構成要素の(e) Environmental and Social Risks and Impacts におけるリスク分析の水準が課題となる。どのような条件にしたがって、定性的あるいは定量的なリスクを分析することになるのか？ (質)	山岡委員	世銀 ESS1 に明確な記載はございませんが、以下の点が該当するかと存じませす。全ての環境面・社会面のリスクを定量的に分析することは難しいと考えます。一律的な分析の水準を定めるのではなく、現実的な対応を検討したいと考えます。 世銀 ESS 1 「Annex 1 D. Indicative Outline of ESIA」 (e) Environmental and Social Risks and Impacts: Takes into account all relevant environmental and social risks and impacts of the project. This will include the environmental and social risks and impacts specifically identified in ESS2-8, and any other <u>environmental and social risks</u>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				and impacts arising as a consequence of the specific nature and context of the project(para 28)
19	p.10	「世銀 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照の要否」について。非自発的住民移転や先住民族への影響のみならず、社会的側面を含めた包括的な社会影響評価の実施、ハザード・危機管理、社会的紛争分析を取り入れていくことは、どの分野の案件に拘らず、SDGs 達成への協力を念頭におくと、非常に重要と考える。（コ）	掛川委員	様々な社会影響を考慮しつつも、スコーピングなどの段階で注意すべき項目を絞り込むことが重要と考えます。
20	スライド3	ESIA の Baseline data などの社会配慮項目に関し性別データが確実に含まれるようになっているのか？GL レビュー調査報告書ではジェンダー配慮の好事例が上がっていることから、例え世銀の ESIA の構成要素に明示的に書かれていない場合でも、改正 GL では性別データを含めるように規定すべき。（質・コ）	織田委員	ESS1 に明確な記載はありませんが、運用上の整理を行う際に留意してまいります。
21	2P	世銀が示す ESIA は、ESS1・Annex1 から見る限り、既に世銀との調和に努めてきたためなのか、JICAGL と ESIA 構成要素間の GAP は小さいかに見える。ESIA の構成要素として、エキュゼキュティブ・サマリー等の 10 個が指定されているが、これらの中で、特に注目されるのは、リスクと影響に関する e)の項目と、ESCP に関する i)の項目であろう。カテゴリ分類として、別途他の論点としても議論されるであろうが、環境配慮と社会配慮をリスクと影響の両面から取り上げることになる。GL と	作本委員	ご指摘の通り、ESS1 で求める要件と現行 JICA GL 別紙 2 に大きな乖離はないこと、また上記 2.で回答させていただいた通り、ESCP に該当する形での案件監理は既に JICA で実施していることから、今後もこのような取り組みの強化によって、ESS との大きな乖離がないことを確認していきます。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>の関連では、リスク内容や対象範囲を改めて整理する必要が生まれるであろう。ヒエラルキー手法によるリスク対応方式を新たに検討する必要があるだろう。因みに、諸外国に比べての我が国アセス法等の制度立ち遅れもあるので、まずは、JICAにおいて知見を重ねていただければ、有難い。</p> <p>次に、環境社会履行計画（Environmental and Social Commitment Plan・ESCP)の要約作成について、ESS1のAnnex2が作成のためのデータ提供を行ってはいりますが、ESIA報告書の中で、リスクを把握し、これに対する潜在的影響と緩和策の情報提供を行い、遅くともスコーピング段階で、対策と行動に関するコミットメント・プランの記載義務を果たさなければならなくなる。</p> <p>本論点4.2との関連で、レビュー2.6の4は、ESCP参照要否を問いかけている⇒ESIA報告書の作成は世銀にとって新制度下の基本部分であり、JICAはこれを将来的に参照不要という訳にはいかないであろう。やはり、今回世銀が採用したリスク管理の考え方を現行JICAGLにいかにか適合できるかを、体系的な立場から、まず試してみることが必要なのではないと思われる。（コ）</p>		
22	p.2	<p>世銀の環境社会影響評価報告書（ESIA）の構成要素のうち、(e) Environmental and Social Risks and Impactでは、環境社会影響に加え、リスクを評価することが求め</p>	源氏田 委員	<p>全ての環境面・社会面のリスクを定量的に分析することは難しいと考えます。一律的な分析・評価の水準・手法を定めるのではなく、現実的な対応を検討したいと考えます。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		られています。リスクの評価に当たっては、どのような評価手法が用いられるのでしょうか。（質）		
23	論点 4.2 スライド3	ESIA の構成要素を参照する際、JICA GL を尊重すること、例えば、ジェンダーや先住民への配慮、非自発的住民移転などの人権社会配慮も重視すること。（コ）	重田委員	ご指摘の点を踏まえ、各論点において検討してまいります。
24	事前配布資料 p.2	世銀 ESS 1 「Annex 1 D. Indicative Outline of ESIA」 (e) の Environmental and Social Risks and Impacts については、これまでと異なり相手国のガバナンスや能力に関わる部分を含んでいるため、取り扱いの方針を明確にしておく必要がある。 これらの点はプロジェクトベースというよりむしろ相手国に共通した点があると思われることから、国別・セクター別の知見に関するデータベースのような情報源の検討が望まれる。（コ）	村山委員	様々な環境社会影響を考慮しつつも、スコーピングなどの段階で注意すべき項目を絞り込むことや、緩和策検討において相手国の能力等を踏まえた検討が重要と考えます。
25	事前配布資料 p.2	関係者との協議（関与）や情報公開(Stakeholder Engagement and Information Disclosure)についてはどのように扱われているのか確認すべきと思われる。	村山委員	ステークホルダー参画については、論点 5.2 にて検討を行います。また、情報公開についてはそれぞれの項目において世銀の運用状況を確認していきます。
【4.3 世銀 ESS1 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照の要否】				
26	P3	世銀 ESS1 Para18-19 「世銀が、相手国の環境社会配慮フレームワークをレビューし、ESS の各要件を満たした形でプロジェクトのリスクや影響に適切な対応がなされると判断した場合、ESS の代わりに同フレームワーク（のすべてまたは一部）を活用することも可能である」の手法は合理的と考えられる。その一方で、相手国の環境社	山岡委員	フレームワークとは相手国の環境社会配慮制度及びその実態を指すものと考えられます。JICA が、相手国の環境社会配慮制度をレビューした上で、国際基準や JICA GL を満たすような確認を行い、実施支援をするという運用を想定しています。

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		会配慮フレームワークだけで判断してよいのか？フレームワークとは GL 以外に何を含むのか？（質）		
27	事前配布 資料 10p	論点 4.3「2. 相手国の環境社会配慮フレームワーク活用を検討するメリット・デメリット」については、JICA の支援する開発事業の実施主体が、相手国政府・実施機関であることに鑑み、相手国の環境社会配慮フレームワークをまずは活用し、不十分な項目に関しては、JICA のガイドラインを適用するということが援助の本質ではないか。（コ）	谷本 委員	ご指摘のとおりと考えます。現行の JICA GL においても、相手国の制度と JICA GL のギャップ分析を行い、より厳しい方に合わせた対応を行うというスタンスで環境社会配慮確認を行っています。ただ、制度面と実態面の乖離があることも理解しておくべきと考えます。
28	P10	「相手国の環境社会配慮フレームワーク活用を検討するメリット・デメリット」について。最終的には、各国の環境社会配慮フレームワークに基づいて環境社会配慮を実施していくことが理想である。よって、世銀 ESS1 (para.19-22)にもある通り、その国の環境社会配慮フレームワークをレビューし、ギャップがある場合は、JICA GL で補強し、必要に応じて能力構築もしつつ環境社会配慮を実施していくことが望ましい。メリットは、その国の環境社会配慮を実施する為、現地関係者は、既にやるべき事項等に精通していること、ダブルスタンダードにならないこと、最終的には、その国の環境社会配慮が強化され、改善されていくことなど。デメリットは、自国の環境社会配慮をレビューし、ギャップの確認、またギャップを埋める為の対策実施等で、時間がかかること。（コ）	掛川 委員	上記 27.の回答をご参照ください。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
29	スライド 4	相手国の環境社会配慮フレームワークを活用した場合、JICA 側でどのような手続きが省略されるのか。（質）	田辺委員	相手国のフレームワークを完全に活用したケースはありません。世銀における運用事例を今後フォローしたいと考えます。
30	スライド 4	ESS1 のパラ 18-19 に基づいて世界銀行が相手国の環境社会配慮フレームワークを活用した事例はどの程度あるのか。（質）	田辺委員	世銀の事業進捗を全て把握しておりませんので、正確な回答はできませんが、公開情報をみる限り、これまで活用した事例はないようです。
31	スライド 4	相手国等の環境社会配慮フレームワークの活用に当たり、「プロジェクトのリスクや影響に適切な対応がなされる」との判断の基準は何か。（質）	織田委員	世銀においては、ESS の要件が満たされる、ということが判断の基準と考えます。
32	3P	「影響に適切な対応がなされると判断した場合、ESS の代わりに同フレームワーク（のすべてまたは一部）を活用することも可能」とのレビュー記載に関し⇒借入れ国側の ES Framework の作成や確認の詳細は ESS1 の GN20.2 等にも説明されているが、ESF を前提にした制度を JICA が利用する際には、役立つ仕組みでもあり、直ちにこれを排除する必要はないのでないか。ただ、現在、世銀の ESF に対し、JICA がどこまで調和させるのかとの判断がまだない段階なので、この部分だけの判断を先行させることは難しいのでないか。今後、JICA の協調融資案件で、ESF フレームワークを利用したいといった事例が登場したような場合に備えて、今回の JICAGL 改定作業の中で、例えば通常の JICA 事業と協調融資事業実施の場合とを区別する等により、世銀のフレームワークが適用可能となるような交通整理を、予め取り込んでおく必要があるかに思われる。（コ）	作本委員	ご指摘の通り、第 2 回包括的検討で議論いただいた「論点 2.2 協調融資案件におけるコモンアプローチの導入」との関連性も深め、どのように活用するか議論したいと思いますが、基本的には上記 27.回答の通り、ギャップ分析を行った上でより厳しい水準に合わせることを想定しています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
33	p.3	相手国の環境社会配慮フレームワークについては、公衆参加や情報公開、非自発的住民移転、補償等を含めて、JICAの環境社会配慮ガイドラインの各要件を満たしている場合には、JICAのガイドラインの代わりに同フレームワーク（のすべてまたは一部）を活用することも可能だと考えます。（コ）	源氏田委員	上記 27.回答をご参照ください。
34	3	引用について。ESS1 Para 19-20、レビュー調査 3-20, 4-10 ではないでしょうか（質）	石田委員	大変失礼しました。資料を訂正致します。
35	3	ESS1 GN19.1 には相手国の環境社会配慮フレームワークを利用することによって 相手国の キャパシティと オーナーシップを高めその他の良い影響が長期的に発現することが考えられると、開発協力をする原点の意味あいそのものに触れています。ですのでこの点も是非 新ガイドラインで考慮して行って欲しいところです。 と同時に相手国への協力をするという意味で 当該国の環境社会配慮のフレームにはないけれど日本側のガイドラインには書かれていて重要な事柄については積極的に盛り込むように 当該国に申し入れる などをしていただければと思います（コ）	石田委員	上記 27.回答をご参照ください。
36		相手国に環境社会配慮フレームワークがあるなら、相手国の主権を尊重すべき立場から参照していくべきである。JICA GLは、それを補って必要に応じて活用すべきである。（コ）	重田委員	上記 27.回答をご参照ください。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
37	PPT4	世銀同様に、相手国の環境社会配慮フレームワークと GL の乖離を分析し、実質的に GL を満たしている項目について相手国の仕組みを活用する方向でよいと思います。満たしていない部分は、追加的に行う必要があり、全体として GL の要求事項を満たす必要があると思います。なお、文書で書かれていることと、運用の実態の乖離については注意して検討する必要があると考えます。 (コ)	林委員	上記 27.回答をご参照ください。
38	PPT4	相手国のフレームワークも文書化されている中身と運用実態の乖離、複数の環境社会配慮フレームワークが分散する可能性、環境社会配慮フレームワークの法的位置づけの差異等、いくつか考慮すべき事項は考えられると思います。(コ)	林委員	ご指摘の点については、実際の事業を検討する段階において慎重に調査を行いたいと考えます。
39	事前配布資料 p.3	相手国のフレームワークを活用する場合には、環境／社会面の現場調査から予測評価、ミティゲーションやコンサルティングを含めて、かなり細かなチェックが必要である。そのため、クライテリアの整備が求められるが、あるように思われる。(コ)	村山委員	ご指摘を踏まえると、「相手国フレームワーク活用にあたっての要件」を設けるということになると考えます。人材・体制、実績、技術、予算等を踏まえるものと想定されます。現状においても、モニタリングや住民移転対策が相手国政府によって実施できるかどうかの検討は実施していますので、それを拡大することになると考えます。現実的に対応可能な確認範囲含めて慎重な検討が必要と考えます。
40	事前配布資料 p.3	進行管理のための人的物的時間的コストを考慮すると、環境社会配慮の点で従来に比べて同等か優れている場合にのみ用いることを明確にする必要がある。(コ)	村山委員	相手国に任せるからこそ、監理においてはとて難しくなることはご指摘のとおりです。導入することがある場合は、運用段階で検討を行うこととしたいと思います。

【4.4 世銀 ESS 1 「不可分一体事業」、「派生的二次的影響」、「累積的影響」に係る定義の参照の要否】

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
41	P4～9	例えば、大規模な送変電事業においては送電線と変電所などセクションごとに分割されて実施される場合がある。それらを包括して国際協調融資事業として実施する場合と、セクション別に分割し、二国間や国際融資機関による援助事業として実施されるケースがある。分割される後者が不可分一体事業の対象と考えられる。不可分一体の二国間事業において、他国による実施プロジェクトで JICA 環境 GL 相当が適用されていることの確認はどのようなプロセスで進められるのか。たとえば、中国や韓国との不可分一体事業では、確認した事実があり、結果として問題がなかったか？（質）	山岡委員	環境社会配慮ガイドラインレビュー調査対象案件のうち、4 件が不可分一体事業に係る検討を行っていますが、いずれも、自国負担事業あるいは MDBs との協調融資事業でした。一般的には、他国による実施プロジェクトの場合、JICAGL に相当する対応を求めるよう通知することで、同様の手続きを求めるとともに、合理的な範囲で情報を収集し環境レビューに活用・反映します。
42	P4～9	累積的影響は、GL の新たな理念に掲げる質の高いインフラや ライフサイクルコストの低減にも関係する。日本が目指すこれらの戦略において他国と差別化を図り、優位性を高めるためには、できるだけ累積的影響について定量的な評価をすることが望ましいと考えられる（コ）	山岡委員	ご指摘の点を踏まえ、累積的影響については合理的と考えられる範囲内での検討を行ってまいりたいと考えます。
43	P4～9	派生的二次的影響や累積的影響のモニタリングの期間や検証方法はどのように定めるのか？（質）	山岡委員	現行の JICA GL では、EIA で特定された場合に限って派生的二次的影響や累積的影響をモニタリング計画に含めています。今後も事業毎の検討を行っていくことを想定しています。
44	事前配布資料 8p	①レビュー調査結果（論点 4.4）、「n 派生的・二次的影響の MDB 等の対応では、世銀は「間接的影響（indirect impact）」として「…また誘発された影響は対象外である」としているのに対し、ADB は「…直接的、間接的、累積的、または事業により誘引されて生じる…」とあ	谷本委員	両機関とも原文の記載では、以下の通り、「induced」という単語を使用しているようですので、「誘発」に統一することで資料を修正致します。また、JICA としては「世銀セーフガードポリシーと大きな乖離がない」ことを確認することを主軸とする考えです。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>る。両機関では、誘発と誘引という言葉の違いがあり、間接的影響（派生的・二次的影響）の捉え方に差が生じている。JICA としては、どちらの機関の考え方に依拠するのかを GL 改定では明確にすることが求められよう。</p> <p>（コ）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 世銀（ESS1 footnote 21）：An indirect impact is an impact which is caused by the project and is later in time or farther removed in distance than a direct impact, but is still reasonably foreseeable, <u>and will not include induced impacts.</u> ・ ADB（Appendix a para 4）：Environmental assessment is a generic term used to describe a process of environmental analysis and planning to address the environmental impacts and risks associated with a project. At an early stage of project preparation, the borrower/client <u>will identify potential direct, indirect, cumulative and induced environmental impacts</u> on and risks to physical, biological, socioeconomic, and physical cultural resources and determine their significance and scope, in consultation with stakeholders, including affected people and concerned NGOs.
45	事前配布資料 10p	<p>論点 4.4「1. 「不可分一体事業」、「派生的・二次的影響」、「累積的影響」それぞれの定義および検討の範囲について、世銀 ESS 参照の要否および留意点」の「不可分一体事業」に関して、道路と橋梁などの事業のポジション分けの場合は、「不可分一体事業」とされているが、同じ道路整備事業であっても、年度ごとの支払いに対応したいわゆる輪切り事業も「不可分一体事業」と見なされるのではないか。（コ）</p>	谷本委員	<p>輪切り事業については、先行事業において実施した環境レビュー内容に大きな変更がないことを確認していますので、不可分一体事業には当たらず、一体の事業として捉えています。</p>
46	論点 4.1、論点 4.4 p8	<p>「世銀 ESIA(ESS1 Annex1)の構成要素を参照する場合の留意点（影響のスコープ）」について。現在の GL では、「その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検</p>	掛川委員	<p>GLP19「調査・検討すべき影響は、（中略）合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。」のとおりに現行 GL 上の記載で網羅されているものと考えます。ご指摘の「合理的且つ現実的に予測できる」というのがポイントと考えます。</p>

No.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>討を行い、」(GL p.18)とあり、影響については非常に一般的で、やや曖昧な記述であるので、直接的、間接的、累積的な影響について調査・検討を行い、これを回避、回避できない場合は最小化する方針で案件形成していくことを明記するのが適当と考える。「誘発されたりスク」については、世銀が含まず、ADB が含まれているやに受けとりがちであるが、世銀 ESS1, para23 全体を読むと、プロジェクトサイクル全体を通じての合理的に予測できる範囲内で、且つ包括的な評価を実施する際での結果なので、影響はほぼ含まれると捉えることができる。ADB は、「プロジェクト準備の早い段階において、（略）潜在的な直接、間接、累積的、誘発的な環境影響を明らかにし。。。とあるが、現実的には、プロジェクト準備の段階で、誘発的な影響を明らかにすることは容易ではなく、通常は、間接的な影響を予測することになる。また、実際、「誘発的な影響」を「間接的な影響」として予測することもある。よって、JICA の新 GL 作成の際は、文脈全体を考慮しつつ、直接的、間接的、累積的影響を合理的且つ現実的に予測できる範囲で包括的に取り込んでいけるような記述にしていくことが重要。（コ）</p>		
47	p.6	<p>「不可分一体事業」について。世銀が定義付けている通りと考えるが、これは、国際ドナーの正の影響力が、まさに試される案件である。例えば、影響の大きい発電所</p>	掛川 委員	<p>ご指摘の点については、現行 JICA GL においても不可分一体事業が JICAGL を満たす環境社会配慮を行っているか確認し、必要に応じて申し入れを行っています。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>建設（政府資金）＋送電線（ドナー）の事例がある。世銀のESS1(para10)によると、「ESS1は全ての付帯施設プロジェクトにも適用される。付帯施設は借入人が管理権限や影響力を及ぼしうる範囲内でESSsを満たす」とあり、注には「借入人は、付帯施設の管理権限や影響を与えることができない範囲を提示することが求められている」（仮訳）とあるので、基本は、付帯施設もESS1を適用する方針と捉えることが出来る。よって、JICAとしても、不可分一体の事業については、JICA GLを満たすことを基本原則として進めていくべきと考える。上述の通り、国際ドナー・パートナーが、まさに良い影響を与えられる機会でもある。（コ）</p>		
48	スライド6	<p>不可分一体事業が特定され、実施機関が実施する3案件のうち、JICA GLと乖離がないことを確認したNo.35以外の、No.19、22は乖離がなく、相手国への申し入れは不必要だったのか？ 相手国の負担による不可分一体事業の場合、申し入れだけでは不十分ということはないのか？世銀のようにESSを満たすことを求めるというやりの方が事業として一貫性が保てる。（質・コ）</p>	織田委員	<p>No.19については、不可分一体事業による負の影響が想定されなかったため、緩和策を立案しておらず、No.22については、自己資金による不可分一体事業に関する緩和策等の立案を実施機関に申し入れています。（環境社会配慮ガイドラインレビュー調査 個別案件シート No.19 及び 22 参照） 相手国負担による不可分一体事業で申し入れたものの実効的な計画が立案されなかった場合には、文書等により JICA GL を満たすことを求めています。</p>
49	スライド9	<p>誘発された影響とはどのような場合ですか？（質）</p>	織田委員	<p>ご指摘の点の該当箇所はスライド8「世銀：間接的影響（indirect impact）とは、合理的に予測できる範囲で、本事業により将来もしくは異なる場所で引き起こされる予測可能な影響を指す、また誘発された影響は対象外である。（ESS</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				1, footnote 21) 」かと存じますが、具体的にどのような影響かについては、関連文書等公開されている限りレビューしたところ、明確な記載はありません。
50	4-9P	不可分一体の事業に関し、GL の中間見直し検討が過去にあったものの、JICA 事業と世銀の関連施設との定義間に違いがあるか見え、その乖離部分を再確認した上で、現代的に最適な定義を、FAQ でなく、GL 本文に取り込む必要があろう。また、ESS との共通性確保の点については、今後の JICA の ESF への対応次第の課題でもあるので、世銀等との協調融資事業には ESS が優先適用されるといった移行規定を定める等の方法により、GL 適用に柔軟性をもたせつつ、当面の対応と長期的な対応を区別して、臨むことも可能でないか。違いが大きい場合には、「派生的・二次的影響」と「累積的影響」の定義についても対応は同じと考えます。（コ）	作本委員	ご指摘の点を踏まえ、両者の定義を整理した上で議論を進めたいと考えます。なお、不可分一体事業については、世銀が「関連施設 (associated facilities) とは、（世銀が支援する）事業の一部として融資されず、事業と直接かつ密接に関係しており、かつ事業と同時に実施されるもしくは実施が計画されており、事業が成り立つために不可欠で、事業が実施されなければ建設や拡張、実施が行われない施設もしくは活動を指す。」(ESS1 para11) と定義しています。JICA GL では、FAQ において「JICA が協力を行わない関連事業のうち、①仮に JICA が協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICA が協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業」定義しています。
51	p.5	不可分一体事業については、JICA は、合理的な範囲で、環境社会配慮文書が JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認することとされています。レビュー調査結果では、4 件の不可分一体事業があったとのことですが、いずれの案件でも JICA のガイドラインに沿って環境社会配慮文書が作成されていたのでしょうか。また、そうでなかった場合、どのような理由で、作成されなかったのでしょうか。（質）	源氏田委員	環境社会配慮ガイドラインレビュー調査対象案件のうち、不可分一体事業に該当した 4 件については、該当する機関に申し入れを行っており、必要な場合は、緩和策の立案等 JICA GL に沿った対応を求めています。No.19 については、不可分一体事業の負の影響は想定されなかったため、追加的な環境社会配慮は行っていません。
52	p.7-10	累積的影響については、個々に軽微であっても、集合すると重大な影響と成り得ることから、その規模を把握す	源氏田委員	環境社会影響評価の段階で合理的かつ定量化可能と判断されているものについては、影響評価を行うことを想定しています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		るためにも、できる限り定量的な評価を行うことが望ましいと考えます。（コ）		
53	4	派生的2次的影響。予測できなかったが生じてしまった開発についてはモニタリング等のメカニズムを使って教訓としてJICAにも相手期間にも蓄積していくことが大切かと思われます。（コ）	石田委員	ご指摘の通り、モニタリング段階で生じた影響については、環境管理計画を通じた対応を行ってまいります。
54	9	累積的影響について。科学あるいは影響を受ける人々の声を聞くというのはとても重要な点だと思いますのでぜひ含めていただきたいと思います。（コ）	石田委員	ご指摘の点を踏まえ、事業毎の検討段階で調査を行います。
55	9	Scientific concernを「科学的根拠」という用語の日本語で示すのはもう一度考慮していただいけますでしょうか。（コ）	石田委員	ご指摘の点を踏まえ、「科学的観点からの懸念」と修正します。
56	論点4.4 スライド5、6、8、9	不可分一体事業、派生的二次事業、累積的影響に関しては、世銀ESS、ADB、IFCとの違いやギャップがある場合、JICA GLとしてはその違いやギャップを埋めるために、どのような基本方針や定義を考えているのか？（質）	重田委員	JICAとしては「世銀セーフガードポリシーと大きな乖離がない」ことを確認することを主軸とする考えです。MDBsにおける定義を考慮した上で、検討を進めてまいります。
57		不可分一体事業、派生的二次的影響、累積的影響ともに、対象としている事業単体のみでは見過ごす環境社会面の影響を懸念するものです。事業開始前からこれらの影響を想定して対応することが、重要であり、質の高いインフラを実現することにつながるものと思います。したがって、どのような影響までを拾い上げるかをまず整理し、検討していく必要があります。	林委員	過去の事例を収集するとともに、他ドナーの他の事業が複数関与する場合は、その都度現実的な方法を考えていくのも重要と考えます。環境社会配慮レビュー調査においては、100件（カテゴリC10件は除く）を対象に検証を行っています。他ドナーや相手国が実施する事業についても、JICA GLを満たす環境社会配慮がなされるような申し入れを行っています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>協調融資、分割事業、面開発、時間的に遅れて発生が想定される関連事業等さまざまなパターンが想定されますので、一度過去の事例等を参考に整理しておく必要があると思います</p> <p>なお、他ドナーや相手国が実施する事業への GL の適用には困難なところがあるとは思いますが、視野に入れつつ検討するとしなないでは結果が異なるのではないのでしょうか。（質）</p>		
58	事前配布資料 p.6	<p>不可分一体事業の考え方については、世銀 ESS1,para11 が包括的表現になっており、JICA ガイドラインでも扱うべきと思われるが、ESS1,papa10 は対象範囲を限定しているため取り扱いについては慎重にすべき。仮に、ESS1,papa10 に言及するのであれば、管理権限や影響が及ばない範囲の扱い（勧告や協議など）にも触れるべき。（コ）</p>	村山委員	<p>ご指摘の点を踏まえ、検討を進めてまいります。現行の JICA GL では、FAQ において同様の定義を定めております。</p>
59	事前配布資料 p.8	<p>派生的、二次的影響は世銀 ESS を参考にガイドラインでも扱うべきと考える。間接的影響という語も用いられているため、言葉の相互関係を整理しておくことが望ましい。（コ）</p>	村山委員	<p>派生的・二次的影響は現行ガイドラインにおいて既に記載しています。ご指摘の点について、各機関の間接的影響に関する考え方については、世銀と ADB においても違いがあることから、留意する必要があると考えます。</p>
60	事前配布資料 p.9	<p>累積的影響について世銀 ESS を参考に JICA ガイドラインで扱うことが望ましいが、(ESS1, footnote 23)で示されている表現のうち、「（世銀事業に）関係する他の開発」という部分は対象を限定的にしていると思われる。</p>	村山委員	<p>ご指摘の点を踏まえ、検討を進めてまいります。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		実際の事業では、世銀以外の事業も関係する可能性があり、より広く捉えるべきと思われる。（コ）		
【4.5 環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象及びその手法について】				
61	環境社会配慮 GL レビュー調査最終報告書案 「3.4.3 日本・MDBs 等における環境社会配慮関連の『費用・便益の定量化方法』の取り扱い」 P3-35	<p>インフラセクター毎の便益の定義と定量化について、更に検討が必要ですが、定量化できるインフラ開発は、できるだけ費用便益分析を行うことで事業効果の検証性が高まると考えます。</p> <p>項目 62～3（様々な～割引率）は、費用便益分析を実施すると仮定した場合の質問です。（コ）</p>	小椋委員	ご指摘いただいたとおり、事業化の検討段階において、経済的・財務的妥当性を検証することは極めて重要であると考えています。
62	環境社会配慮 GL レビュー調査最終報	様々なインフラセクターの開発（例：道路、空港、港湾、灌漑設備、発電事業等）がある中、援助対象国が相違しても、同じインフラセクターのプロジェクトを Apple-to-Apple で比較することも視野に入れて、インフ	小椋委員	事業の内部収益率（IRR）を算出する際の方法として、事業セクター毎の経済分析の枠組みを案件担当者に周知しております。同枠組みは国土交通省のマニュアル等も参考に作られており、例えば道路セクターでは、時間費用の節約効

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	告書案 「3.4.3 日本・MDBs等における環境社会配慮関連の『費用・便益の定量化方法』の取り扱い」 P3-36	<p>ラセクター毎に便益を統一する必要があるのではないのでしょうか？</p> <p>参考事例として、日本の道路事業の便益を以下に列挙させていただきました。国土交通省所管の道路事業では、次の3つの便益を定量化し、B/C(便益/事業費)で事業効果を検証しています。（質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行時間短縮便益 ・ 走行経費減少便益 ・ 交通事故減少便益 <p><出典> 「費用分析マニュアル」（国土交通省） https://www.mlit.go.jp/road/ir/hyouka/plcy/kijun/ben-eki_h30_2.pdf</p>		<p>果、走行費用の節約効果、安全性の増加の効果等を一般的には便益参入の項目とすることとしています。</p>
63	環境社会配慮 GL レビュー調査最終報告書案 「3.4.3 日本・MDBs等におけ	<p>割引率(Discount Rate)、ハードルレートをどのように設定しますか？</p> <p>日本の国費を使った政府開発援助ですから、日本の長期国債レートを参考にすべきではないのでしょうか？</p> <p>上述の国土交通省所管の道路事業では、過去からの長期国債レートを参考に4%で設定しています。</p> <p>主要先進国の公共事業評価に適用されている割引率は、</p>	小椋委員	<p>事業の経済・財務分析の指標として用いている IRR は、正味現在価値（NPV）がゼロとなる割引率を求めるものですので、事業の経済・財務分析の際に当方で割引率を設定することはありません。IRR は、投資資本の効率性を示す値である一方、現実には分析に取り入れられていない側面や広く社会・経済面へのインパクトが存在するという点にも留意するため、事業の定量的効果を計る参考値の一つとして用いており、ハードルレートを設定することはありません。</p> <p>なお、IRR ではなく NPV を求める場合には割引率の決定による恣意性、大規</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
	<p>る環境社会配慮関連の『費用・便益の定量化方法』の取り扱い P3-37</p>	<p>長期国債の利回りを参考としている国が多いようです*。</p> <p>アジア開発銀行では、EIRR(Economic Internal Rate of Return)のハードルレートを9%（ただし、貧困削減を目的とするプロジェクトでは、6%）を設定しているようです**。（質）</p> <p><出典></p> <p>* 「主要先進国等における公共事業評価に適用される社会的割引率の動向」（国土交通省国土技術政策総合研究所、（株）三菱総合研究所） https://www.jstage.jst.go.jp/article/jscejipm/69/5/69/_l_163/_pdf/-char/ja</p> <p>** “Guidelines for the Economic Analysis of Projects (ADB)” P52-53 https://www.adb.org/sites/default/files/institutional-document/32256/economic-analysis-projects.pdf</p>		<p>模事業のNPVが大きくなることでそのような事業が選好される傾向などの懸念があると考えております。</p>
64	P11	<p>世銀 ESS1 では、「環境社会関連の費用便益のうち、定量化が可能なものを経済分析に取り入れる。(Guidelines for Economic Analysis of Power Sector Projects, 2015)」としているが、定量化可能なものをすべて取り込むことよりも、経済・財務に影響の大きい要素を優先的に経済分析すべきと考える。（コ）</p>	山岡委員	<p>ご指摘のとおり、定量化できる項目のバランスを見つつ可能な範囲で経済分析を行うことが、分析にかかるコストの面からも有益であると考えています。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
65	P12	「環境社会配慮関連費用便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているか」について、定性的と定量的の違いは、費用便益を数値で表現するかどうかではなく、分析方法・結果の精度や信頼性の違いで認識されることが多い。（コ）	山岡委員	信頼性を高めるため可能な限り定量的な分析を行うよう努めております。
66	事前配布資料 10p	①レビュー調査結果（論点 4.5）の「JICA：カテゴリ C（10 件）を除く 90 案件中、44 案件において EIRR の計算に環境社会費用便益が含まれていた」と記載されているが、EIRR の計算に使われた環境社会便益の内容を示してください。「GHG 排出量は市場価格が既にあるため、EIRR を算出するための経済分析において排出量の差分を計上している」ということで発電事業の場合はわかるが、他のセクターではどうか。（コ）	谷本委員	環境社会配慮ガイドラインレビュー調査第 2 章（P2-14）に記載の通り、費用については、環境管理計画（緩和策）の実施に係る費用等が事業費に含まれていることを確認しています。GHG 排出量の差分については、上記調査対象案件を精査した限りにおいては、発電以外のセクターでは確認されていません。
67	事前配布資料 17p	論点 4.5「環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象及びその手法について」の「1. 環境社会配慮関連の費用便益の定量化（GHG 排出量含む）の対象とその手法における留意点」に関し、別途検討される財務評価・経済評価における費用と便益に係わる基本事項をガイドラインに記載すること。特に、経済評価の際の環境社会費用については、国内移転費用が計上されないように注意が必要ではないか。（コ）	谷本委員	事業の内部収益率（IRR）を算出する方法として、事業セクター毎の経済分析の枠組みを案件担当者に周知しております。その中で、国内移転費用が計上されないことがないように注意することも含めておりますので、環境社会配慮ガイドライン上に具体的な費用便益の計上方法まで記載する必要は必ずしもないかと考えています。
68	p.17	「環境社会配慮関連の費用便益の定量化（GHG 排出量含む）の対象とその手法における留意点」について。出来る限り定量化していくべきと考えるが、最終的には、そ	掛川委員	費用便益の定量化をもとに求めている IRR は、投資資本の効率性を示す値である一方、現実には分析に取り入れられていない側面や広く社会・経済面へのイ

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		れら定量化された指標を含めて総括的に検討、判断するよう留意する必要がある。（定量化された数字のみに引張られることがないよう留意すべき。）（コ）		ンパクトが存在するという点にも留意するため、事業の定量的効果を計る参考値の一つとして用いております。
69	スライド14	ナボイ火力発電所近代化事業では、GHG 排出削減量を便益に計上しているが、パリ協定の長期目標と整合するように削減することが求められている中で、単に既存設備からの削減量を便益とした場合、その削減量がパリ協定上、妥当な水準かどうか分からない。したがって、既存設備からの削減量を単純に便益に含めるべきではない。（コ）	田辺委員	GHG は排出権取引価格を用いた費用計算の方法を用いております。具体的な計算方法については、技術的且つ事務的な可能性を加味しながら検討できればと考えております。
70	11-13P	費用便益の定量的評価の規定化は、運用上も既に実施されており、好ましい方向だと思われる。ただ、世銀のESS 準拠でよいのかどうかには、専門的な知見が必要となるので、詳細な議論を行った上で、対応する必要がある。JICA は、定性的な評価を既に行っているとのことであり、公式化できるレベルにあるならば、これを加えることも好ましいのでないか。 仮に今回の GL 改訂作業に WG の検討が間に合わないのであれば、世銀等との協調融資事業には ESS に基づく方法が優先適用されるといったような移行規定を定める等の方法により、GL 適用に柔軟性をもたせつつ、当面の対応と長期的な対応を区別して、臨むことも可能でないか。GHG 排出量の便益計算については、既存の大規模発電事業だけに対象を限定せず、業種別・規模別の対象範	作本委員	事業の経済・財務分析は原則、技術的に算定困難でなプロジェクトを除く全てのプロジェクトで実施することとしています。GHG の削減効果も一般的には便益算入項目とすることとしていますが、プロジェクトの特性により異なることもあり得えます。 なお、IRR を算出する際の方法として、事業セクター毎の経済分析の枠組みを案件担当者に周知しております。その中で、国内移転費用が計上されないよう注意することも含めておりますので、環境社会配慮ガイドライン上に具体的な費用便益の計上方法まで記載する必要は必ずしもないかと考えています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		困を再度検討し、その分析計算方式の例示紹介を含めて、GLに取り込むべきであろう。（コ）		
71	p.11-13	この場合の定量化の定義（物理量、金銭価値換算等）に加え、なぜ定量的測定が必要で、その結果がどのように役立つのか等、経済評価（EIRR や B/C）との関連性が不明確である。定量化の目的や意義を GL 利用者に分かりやすく伝える工夫が必要である。（コ）	長谷川 委員	定量化の目的や意義を GL 利用者に問われた際は、分かりやすくお伝えできるよう工夫する所存です。
72	p.11-13	環境社会的費用・便益の貨幣価値化（金銭価値換算）について「可能な範囲で」、「できうる限り」という努力目標だけであれば、積極的な対応は期待できない。時間的・経費的制約の中でも、どのような環境社会項目、どの程度の大きさの影響、あるいはどれほどの測定精度が最低限目指されるべきかを示唆できないか。（コ・質）	長谷川 委員	事業の経済・財務分析は原則、技術的に算定困難なプロジェクトを除く全てのプロジェクトで実施することとしています。GHG の削減効果を含む環境社会費用・便益項目も一般的には便益算入項目とすることとしています。プロジェクトの特性により異なることもあり得えます。
73	p.11-13	既に多くの開発プロジェクトの環境管理・モニタリング計画や RAP の実施経費は、内部経済に属し環境的便益に比し算定が容易であるため、費用便益分析に計上されている。GL での記載も、より積極的に「EIA の環境管理・モニタリング計画や RAP の、すべての対策実施経費を算定し、費用便益分析に漏れなく計上すること」と明記してはどうか。（コ）	長谷川 委員	IRR を算出する際の方法として、事業セクター毎の経済分析の枠組みを案件担当者に周知しております。環境社会配慮ガイドライン上に具体的な費用便益の計上方法まで記載する必要は必ずしもないかと考えています。
74	p.11-13	EIA や RAP の環境社会対策を実施するにもかかわらず防止・緩和しきれない悪影響（例えば生態系劣化、コミュニティ分断等）の多くは外部不経済効果で金銭価値換算が困難とされてきた。しかし、EIA で軽視できないと予	長谷川 委員	事業の内部収益率（IRR）を算出する際の方法として、事業セクター毎の経済分析の枠組みを案件担当者に周知しており、同枠組みは国土交通省のマニュアル等も参考に作られております。GHG の削減効果を含む環境社会費用・便益

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		測されている場合、排出 GHG のように、内外（開発援助機関、公共事業実施機関等）の費用便益分析マニュアル・指針（例えば国土交通省「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」）の計算手法も参考に、環境社会関連費用として算定・計上すべきであろう。（コ）		項目も一般的には便益算入項目とすることとしていますが、プロジェクトの特性により異なることもあり得えます。
75	p.11-13	対象案件の環境社会的便益が主要効果なのか副次的・二次的効果なのかを問わず、より正確な経済評価（費用便益分析）を目指す限りそれらの算定・計上は望ましい。一方で、それらが計上されなくても十分な EIRR や B/C を見込めるのであれば、追加的算定・計上はあまり意味がないであろう。（コ）	長谷川 委員	事業の便益の定量化は、定量化の技術的な可否やそれにかかるコスト、算定可能な項目のバランスを踏まえ、定量化をする項目を検討しています。
76	p.11-13	様々な事情で環境社会関連の費用・便益の部分的定量化・計算になった場合でも、定性・定量の使い分け、費用便益分析（EIRR）への影響等、経済評価と環境社会配慮との関連性が理解しやすい文書づくりが期待される。例えば「今回は◎◎と〇〇の環境便益・費用を含む EIRR (B/C) 計算でこうなったが、実は計算できなかった△△と××があり、それらを計上した際の EIRR (B/C) は減少（増加）すると推測される。」といった、定量化・内部化範囲や定性的側面も合わせた総合的な分析結果表示が望ましい。（コ）	長谷川 委員	事業の事前評価表では、IRR を含む定量的効果に加え、定性的効果も組み合わせた事業効果の分析結果を記載しています。
77	p.17	環境影響に関する費用便益の定量化については、温室効果ガス等のように経済分析が容易なものもあれば、生物多様性や自然環境のように経済分析が難しいものや経済	源氏田 委員	上記 75.回答をご参照ください。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		分析に馴染まないものもあるため、一概に定量化することが望ましいとは言えないのではないのでしょうか。 (コ)		
78	11、12	世界銀行の ESS 1 でも where feasible とあります。定量化対象とするのが 代替案の比較で意味があるもの及び定量化して比較することでより違いが明瞭になるもので、信頼性の高いデータが結果が得られるものに限る、といった「定量化を行う際の注意」を添えることはいかがでしょうか。(コ)	石田委員	上記 75.回答をご参照ください。
79		定量評価、定性評価のどちらの場合であっても、費用便益分析、費用効果分析等を通じて、事業の効果の測定、代替案の比較が適切に実施できることが重要と思います。(コ)	林委員	ご指摘いただいた通り、事業効果の測定などが適切に実施されることが重要だと認識しております。
80	事前配布資料 p.12	無償案件（カテゴリ C の除く 19 件）で、EIRR を算出していなかった理由を明らかにすべきと思われる。(コ)	村山委員	無償資金協力は保健・衛生、給水等の基礎生活分野やテロ対策、平和構築等分野への協力も多く、事業の効果を経済価値として金銭換算することに必ずしもなじまないため、EIRR を算出していません。案件効果測定にあたっては、セクターの特色等踏まえ個別に定性・定量指標を設定しています。
81	事前配布資料 p.12	原則として、現行のカテゴリ A に相当する事業では EIRR の算出を求めるとともに、算出しない場合はその理由を明記することが望ましい。(コ)	村山委員	有償資金協力については、原則、技術的に算定困難なプロジェクトを除く全てのプロジェクトで事業の経済・財務分析を実施することとしています。無償資金協力では、上記 80.の理由により EIRR を算出することとしていません。
82	事前配布資料 p.13	原則として、GHG 排出量は費用便益へ計上することをガイドラインで示すべきと思われる。(コ)	村山委員	上記 73. 回答をご参照ください。
【4.6 代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めることの要否、及び代替案検討の実施方法】				

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
83	P14	<p>代替案は 計画・ 案件化調査・ 詳細設計の各段階で検討される。段階を経るごとに、代替案の対象や水準が変わる。案件化調査や詳細設計段階では代替案だけでなく、環境社会配慮のための対策も具体的に提案し、その費用対効果も含めて分析し、採択の判断をする必要がある。（コ）</p>	山岡委員	<p>ご指摘の通り、各段階の代替案の検討については環境社会配慮を含む様々な要件に基づいた検討を実施しております。</p>
84	事前配布資料 14p& 17p	<p>「n 代替案検討の実施方法」における① MDBに係わる記述にある「プロジェクトを実施しない案」と「ゼロオプション（注：事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案）あり、複数案の一つ」とでは、その内容に大きな差があり、両者の間には同一性がないと読み取れる。</p> <p>このため、「論点 4.6「代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めることの要否、及び代替案検討の実施方法」における「代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めることの要否および留意点」に関しては、世銀やADBのごとく、JICAのガイドラインにおいても、「ゼロオプション」を認めるのであれば、「ゼロオプション」は「事業の場所や設計、技術、構成要素について、事業を実施しない案を含む代替案」の一つとして検討すべきではないか。（コ）</p>	谷本委員	<p>JICAGLの「ゼロオプション」を「当該事業以外で、当該事業の目的が達成可能な案」とするの一案ですが、個別事業検討段階での考慮は現実的ではなく、M/P等のかかなり上流段階であれば、このような案を検討するのは有効と考えます。なお、世銀やADBにおいては「ゼロオプション」は検討していないと理解しています。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
85	p.17	<p>「代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めることの要否および留意点」について。</p> <p>ゼロオプションを含めて代替案の検討を実施していくことを明記することが適切と考える。そのような過程を踏むことで、様々なステークホルダーの視点や考え方が広く共有され、検討されることになる。結果的には、強固な合意形成づくりに寄与するので、方向性が定まった後の案件実施はスムーズになると考える。または案件実施をしない場合になっても、それは現地のステークホルダーが出した結果となる為、自立的な開発に繋がると考える。</p>	掛川委員	<p>「ゼロオプション」が日本独自の考え方であることから、相手国に必ずしも理解されないことが多く、また事業のスコーピング段階において検討することが適切なタイミングかという点についてご議論いただきたいと思います。上記回答 84.もあわせて参照ください。</p>
86	14-16P	<p>代替案にいわゆるゼロオプションを加えるべきかについては、論点資料 14P、15P がデータ紹介しているように、これを複数案の一つと考えて、GL 上の選択肢の一つに加えて、記述すべきであろう。しかし、助言委員会からのゼロオプション選択提言と世銀等における組織決定としての事業不実施（without project）とは、内容的に異なる話であると見られる。</p> <p>助言委員会は、当該案件が GL 要件に照らして、これが適合するか否かをゼロオプションとして助言するに過ぎないのであり、組織決定における最終ゼロオプションとは異なるものである。JICA は、役員会決定により、自らの責任とリスクで、実施のための決定を行うことも可能</p>	作本委員	<p>上記 85.回答をご参照ください。</p>

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		であり、助言委員会に修正案を再度諮ることも可能である。助言委員会の役割は、ガイドラインとの適合性を確認し、助言を担うだけであり、事業不実施の決定を行うわけではないのではないか。		
87	p.14-16	代替案検討において、比較される評価項目が案件ごとに様でない。すべて統一する必要はないが、最低限考慮すべき標準的大項目（例えば概算事業費、事業効果、顕著な環境影響、コミュニティ侵害等）だけは示すべきであろう。（コ）	長谷川委員	ご指摘の点については、JICAGLの23頁「代替案の分析」において考慮すべき項目を列挙しています。過去の事例としては、環境社会配慮ガイドラインレビュー調査において、技術・立地・コスト・環境社会配慮等の観点から代替案の検討状況に係る検証を行っております。
88	p.14-16	代替案の総合評価基準や最適案選定方法が不明確な事案が多い。評価項目間での現実的な優先順位、重み付け、点数化・定量化など、より客観的で分かり易い工夫が欲しい。（コ）	長谷川委員	上記 87.回答ご参照ください。
89	p.14-16	政策・M/P段階のSEAでの代替案検討とF/S段階以降のEIAでのそれでは、計画熟度に応じて比較対象（場所・ルート、採用方式・技術、付帯設備・装置、供用・運用方法等）が異なると考えられる。 また、重要な比較項目となる環境社会影響については、代替案ごとにどの程度の影響予測評価結果を準備するかが課題となる。現状では移転住民数、森林伐採面積等、代表的影響指標のみを比較するにとどまっており、環境社会全体のスコーピングマトリクスづくりやEIAは、選ばれた一つの代替案についてのみ実施されている。しかしながら、理想的には一つの代替案だけでなく	長谷川委員	事業の検討・成熟の段階に応じて適切な代替案を複数提示し、それに応じた環境社会影響を検討すべきというのはご指摘どおりと考えます。 他方、特に協力準備調査において、代替案ごとにスコーピングマトリクスやEIAを作成するのは時間的に費用的にも難しいと考えます。また、EIAを実施してから代替案の検討を改めて行うのも、二度手間となる可能性が生じ、難しいと考えます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		複数代替案ごとに、SEA では IEE を、F/S 以降は EIA を実施してから、代替案の（再）検討を行いたい。時間・予算的制約もあろうが、少なくとも各代替案ごとのスコーピングマトリクスを踏まえた代替案比較を提案する。（つまり、スコーピングの一環として、EIA を実施すべき代替案を複数絞り込むということでもある。）（コ）		
90	p.17	「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めることは、代替案の選択肢の幅を広げ、選ばれた案の正当性を強化する上で役立つのではないかと思います。（コ）	源氏田 委員	上記 85.回答をご参照ください。
91	p.17	事業の立地の代替案として、保護区を通るような代替案が提示されることがありますが、JICA の環境社会配慮ガイドライン上、保護区を通るという事業案は採択できないと思われ、代替案としては適切ではないのではないかと考えます。こうした案は、代替案のオプションから外していただいた方がよろしいかと思います。（コ）	源氏田 委員	複数の代替案を検討する過程での一案として検討しています。
92	スライド 14、15、 16、	EIA 段階で、世銀 ESS、ADB、IFC では「プロジェクトを実施しない案を含む代替案」を検討している。JICA GL でも戦略的環境アセスメントと EIA 段階で、代替案を検討してはどうか。（コ）	重田 委員	現行の JICA GL 別紙 2「カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書」においては代替案の分析の際「プロジェクトを実施しない案を含む」ことを明記しています。
93	スライド 14、15、 16、	世銀、ADB では、「プロジェクトを実施しない案」にゼロオプションは含まれてない。JICA GL の「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含むかどうかについては、含む場合と含まない場合の違いは何か、	重田 委員	上記 85.回答をご参照ください。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		ゼロオプションの内容についても詳しい説明を聞きたい。（質）		
94	PPT17	環境社会配慮において代替案の検討は非常に重要なプロセスと考えます。一方で、政治的理由や途上国側の事情により、実施事業種類が固定されている場合も考えられます。そういった場合への対応方法を整理しておく必要があると考えます。（コ）	林委員	代替案検討の際に何らかの制約がかけられた場合の対応を協力準備調査報告書等にどのように反映するかは事業毎に抱える背景も踏まえ検討してまいりたいと思います。
95	最終報告書 p2-11	「プロジェクトを実施しない案」の事例が最終報告書 p2-11に整理されていますが、それを見ると、プロジェクトを実施する必要性の整理のような理由が整理されています。そういったプロジェクト実施の必要性の整理も重要ですが、GLの役割を鑑みると、可能なオプションをリストアップし、比較検討することの方がより重要と思われます。当該事業とは別の方法で初期目的を達成することが可能であり、検討が可能であれば、それらを検討することは有用と思われます。（コ）	林委員	ご指摘の点を協力準備調査での検討等にフィードバックしてまいりたいと思います。
96	PPT17	助言委員会のWGでこれまで助言作成に携わった経験からみると、対象事業によって代替案検討のレベルに大きな差が見られる場合があるような気がしています。代替案検討は、環境社会配慮で極めて重要なプロセスの一つですので、これまでの代替案検討に関する知見が共有されるような仕組みがあるとよいと思います。グッドプラクティス集のようなものでしょうか。（コ）	林委員	機構内での経験・知見の共有は重要であり、公開された類似事業の協力準備調査報告書は随時参照されていると考えますが、個別の事業の経緯や背景、性質によっても代替案の幅は変わると考えます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
97	事前配布資料 p.15-16	ゼロオプションを厳密に「事業を実施しない案」と区別する必要はないと思われる。外国ではノーアクションとほぼ同義で使用している。（コ）	村山委員	ご指摘ありがとうございます。日本国内で「環境影響評価法」に基づき整理されている意味での「ゼロオプション」との差別化を図りたいと思います。
98	事前配布資料 p.15-16	日本の『計画段階配慮手続に係る技術ガイド』で示されているように、仮にゼロオプションを「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案」とするのであれば、ゼロオプションで事業目的が達成されるのであるから、事業を実施する案よりも常に選択されるべきことになる。（コ）	村山委員	上記 84.回答ご参照ください。